

瀬谷本郷公園駐車場の管理許可使用料の過徴収について

横浜市が瀬谷本郷公園駐車場の指定管理者（横浜植木株式会社）に対して行った公園駐車場の管理許可使用料（以下「使用料」という。）の徴収について、このたび、過徴収を行っていたことが判明しました。

指定管理者（横浜植木株式会社）に対して、おわびのうえ状況を御説明しました。今後、本来徴収すべき使用料となるよう過徴収分の返還を行うとともに、再発防止に向けた取組を徹底してまいります。

1 経緯等

公園駐車場の管理許可にあたっては、環境創造局公園緑地管理課が許可期間ごとに各々の使用料を一括して算定し、公園緑地事務所に通知しています。所管の公園緑地事務所は公園の駐車場ごとに管理許可をし、使用料を徴収しています。

平成31年3月27日	公園緑地管理課が、平成31年度から適用する、瀬谷本郷公園駐車場の使用料を誤って記載し、南部公園緑地事務所に通知しました。
平成31年4月～令和4年3月	南部公園緑地事務所が、通知をもとに瀬谷本郷公園駐車場の管理許可を行い、3年度に渡り誤った使用料を徴収しました。
令和4年12月6日	公園緑地管理課が、次期管理許可期間（令和5～9年度）の使用料の算定をした際、過年度に徴収した使用料が本来の額より多かったことが判明しました。

2 原因

徴収すべき使用料を算定する際、駐車場料金と管理経費をもとにした収支状況により、公園ごとの減免額を定め徴収すべき使用料を算定しています。この際に、瀬谷本郷公園について誤った減免率を記載してしまい（誤：25%、正：75%）、過徴収を行いました。

3 過徴収額

11,145,600円

単年度あたり 5,572,800円（誤：25%）－1,857,600円（正：75%）＝3,715,200円
3,715,200円／年 × 3年間 = 11,145,600円

4 今後の対応と再発防止策

- 指定管理者（横浜植木株式会社）に対し、過徴収した使用料の返還を行います。
- 業務の重要性・事業者への影響等について、通知内容を含め改めて認識を徹底します。
- 記載ミスを起こさないよう、検算者を追加し内容確認を徹底します。
- 通知に当たっては使用料算定の考え方、新たな使用料を算定した際の主な増減理由、算定根拠等に関係各課で改めて情報共有し再発防止に努めます。

お問合せ先

公園駐車場の使用料算定に関して

環境創造局公園緑地管理課長 得能 千秋 電話 671-3810

瀬谷本郷公園の管理許可と使用料の徴収に関して

環境創造局南部公園緑地事務所長 緒賀 道夫 電話 831-8484